政　令

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年七月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百五十五号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第四十号、別表第一第七十五号及び別表第四第九号の規定に基づき、この政令を制定する。

（麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部改正）

第一条　麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中第百四十七号を第百五十号とし、第百四号から第百四十六号までを三号ずつ繰り下げ、第百三号を第百五号とし、同号の次に次の一号を加える。

百六　一―｛一―［一―（四―ブロモフェニル）エチル］ピペリジン―四―イル｝―一・三―ジヒドロ―二Ｈ―ベンゾ［ｄ］イミダゾール―二―オン及びその塩類

第一条中第百二号を第百四号とし、第三十七号から第百一号までを二号ずつ繰り下げ、第三十六号を第三十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十八　一―（ジエチルアミノ）エチル―二―（四―メトキシベンジル）―五―ニトロベンズイミダゾール及びその塩類

第一条中第三十五号を第三十六号とし、第十四号から第三十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四　二―エチルアミノ―一―（三・四―メチレンジオキシフェニル）ブタン―一―オン及びその塩類

第四条中第十四号を第十七号とし、第九号から第十三号までを三号ずつ繰り下げ、第八号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一　Ｎ―フェニル―Ｎ―（ピペリジン―四―イル）プロパンアミド及びその塩類

第四条中第七号を第九号とし、第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　一・一―ジメチルエチル＝四―アニリノピペリジン―一―カルボキシラート及びその塩類

第四条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　四―アニリノピペリジン及びその塩類

（麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部改正）

第二条　麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和二十八年政令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中第十五号を第十八号とし、第九号から第十四号までを三号ずつ繰り下げ、第八号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一　Ｎ―フェニル―Ｎ―（ピペリジン―四―イル）プロパンアミド及びその塩類

第一条中第七号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　一・一―ジメチルエチル＝四―アニリノピペリジン―一―カルボキシラート及びその塩類

第一条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　四―アニリノピペリジン及びその塩類

附　則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣　後藤　茂之

内閣総理大臣　岸田　文雄

省　令

○厚生労働省令第百五号

麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十条の三十六の規定に基づき、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年七月二十七日

厚生労働大臣　後藤　茂之

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令

麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第三（第四十五条の八関係） 一　次に掲げる物以外の麻薬向精神薬原料 イ・ロ　（略） ハ　四―アニリノピペリジンとして五十％を超えて含有する物 ニ～ヲ　（略） ワ　一・一―ジメチルエチル＝四―アニリノピペリジン―一―カルボキシラートとして五十％を超えて含有する物 カ～タ　（略） レ　Ｎ―フェニル―Ｎ―（ピペリジン―四―イル）プロパンアミドとして五十％を超えて含有する物 ソ～ヰ　（略） 二・三　（略）	**別表第三**（第四十五条の八関係） 一　次に掲げる物以外の麻薬向精神薬原料 イ・ロ　（略） （新設） ハ～ル　（略） （新設） ヲ～カ　（略） （新設） ヨ～ラ　（略） 二・三　（略）

附　則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

○厚生労働省令第百六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年七月二十七日

厚生労働大臣　後藤　茂之